

令和 8 年 3 月 26 日

公告 第 974 号

パレット健康保険組合
理事長 辻 祥雅



組合規約の一部変更に関する公告

パレット健康保険組合規約の一部変更について、関東信越厚生局より承認されましたので下記の通り公告いたします。

記

令和 8 年 4 月 1 日付で規約の一部を次のように改正する。

(保険料額及び調整保険料額の負担割合)

第 45 条 一般保険料等額（うち一般保険料分）及び調整保険料額の 98.0 分の 51.0 は事業主、98.0 分の 47.0 は被保険者において負担する。

(介護保険料の負担割合)

第 45 条の 2 介護保険料額の負担は、事業主・被保険者の折半とする。

(子ども・子育て支援金額の負担割合)

第 45 条の 3 子ども・子育て支援金額の負担は、事業主・被保険者の折半とする。

(予備費の費途)

第 48 条の 3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子ども子育て支援納付金
- (2) 還付金
- (3) 雑支出

(準備金の保有方法)

第 49 条の 2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならない。

以上